

# 2021 年度

## 返還のてびき

【ダイジェスト版】

2021 年 10 月～2022 年 9 月に

貸与が終了する方用

本冊子はダイジェスト版です。より詳しい内容については、本機構ホームページに「返還のてびき」として掲載していますのでご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/flow/tebiki.html>



(イメージ)

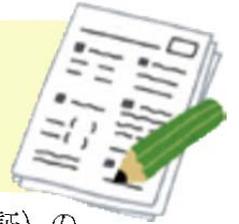
なお、制度変更等により「返還のてびき」に記載の取扱いを見直すことがありますので、**最新の情報については、常に本機構ホームページで確認してください。**

# 貸与が終了する時にやらなければならないこと

## (1) 「貸与奨学金返還確認票」の内容の確認

学校から配付される「**貸与奨学金返還確認票**」に記載された内容を確認してください。

- ①借りの金額・期間 ②返す金額・方法 ③保証制度（機関・人的）の種類
- ④利率の算定方法（第二種奨学金のみ）は合っていますか？
- ⑤氏名・住所などは変わっていませんか？



- 奨学生本人、連帯保証人・保証人（人的保証）、本人以外の連絡先（機関保証）の住所・電話番号・勤務先など記載事項に変更がある場合

【貸 与 中】学校に申し出てください。

③ 【貸与終了後】スカラネット・パーソナルを通じて届け出てください。

【第二種人的保証】 貸与奨学金返還確認票

独立行政法人日本学生支援機構は、あなたに奨学金を貸与し、貸与終了後返還することを誓約いただいております。以下の内容について確認し、人的保証制度を選択した場合は、連帯保証人及び保証人にも内容を確認していただく必要があります。

独立行政法人日本学生支援機構理事長

令和 3 年 9 月 2 日

借入金額 ¥ 2 4 0 0 0 0 0 0 ①

奨学生本人	奨学生番号 818-XX-XXXXXX CD 9 採用種別 在学
	在学学校 日本学生支援大学 住所 〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 10-7
	電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 080-0000-0000 フリガナ キョウジ シズコ 氏名 機構 順子
貸与の状況	貸与期間 2018年4月～2022年3月 貸与回数 48回 貸与月額 50000円 貸与総計 2400000円
返還の条件 (目安)	返還期日 毎月27日 返還回数 180回 初回割賦金 16769円 割賦金 16769円 最終割賦金 16917円
	*1 月賦返還選択時の総支払額 (利子込み) 3018568円
	借入返還 月賦分 毎月27日 180回 8384円 8384円 8516円
	借入返還 半年賦分 毎年1・7月の27日 30回 50355円 50355円 50361円
	借入返還 借入返還選択時の総支払額 (利子込み) 3019908円

選択された利率の算定方法：利率固定方式  
注：利率が未確定のため、返還の条件（目安）は、上限利率の年3.0%（増額貸与部分は、年3.2%）で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

【参考】令和3年 8月貸与終了者に実際に適用された利率（年X.XXX%、増額貸与部分は年X.XXX%）で計算した場合の返還例（※この利率があなたに適用されるわけではありません）

月賦返還	返還期日 毎月27日 返還回数 180回 初回割賦金 13688円 割賦金 13688円 最終割賦金 13868円
	月賦返還選択時の総支払額 (利子込み) 2464020円
借入返還	月賦分 毎月27日 180回 6843円 6843円 7068円
借入返還	半年賦分 毎年1・7月の27日 30回 41073円 41073円 41085円
	借入返還選択時の総支払額 (利子込み) 2464167円

掲載しているものは貸与奨学金返還確認票の左欄です。右欄には以下の記載がありますので、確認してください。

- ⑤ [人的保証の場合]
  - ・連帯保証人
  - ・保証人
- ① [機関保証の場合]
  - ・本人以外の連絡先
- ②
  - ・「所得連動返還方式」または「猶予年限特例」の表示（対象者のみ）
- ④



## 奨学金の返還について

### (1) 返還が始まる時期

貸与終了の翌月から数えて**7か月目の月**（3月に貸与終了した場合は10月）から返還が始まります。

2022年3月に貸与が終了する方の初回振替日は、

**2022年10月27日（木）**

です。

返還はいつから  
始まるのかな・・・



口座振替加入後に郵送する「**口座振替（リレー口座）加入通知**」で返還開始月や返還の明細をお知らせします。

### (2) 毎月の振替日（引き落とし日）

- 月賦返還の場合・・・**毎月27日**に、口座から引き落とします。
- 月賦・半年賦併用返還の場合・・・**毎月27日**に月賦分、**1月と7月の27日**に月賦と半年賦の合計額を、口座から引き落とします。



27日が金融機関の休業日の場合は翌営業日になります。

毎月の引き落とし日は  
いつなのかな・・・



### (3) 第一種奨学金（無利子）の返還方法



2017年以降に第一種奨学金の奨学生として採用された方は、採用時に「**定額返還方式**」または「**所得連動返還方式**」のいずれかを選択しています。

#### 定額返還方式

借りた金額に応じて毎月の返還金額が決まります。

#### 所得連動返還方式

前年の課税対象所得（課税総所得金額）に応じて、毎月の返還金額が決まります。

- ・返還方法は月賦返還のみ、保証制度は機関保証のみです。
- ・「返還月額」は、毎年、前年の課税対象所得に応じて10月から翌年の9月までの返還月額が決まります。なお、月額の最低金額は2,000円です。

## ● 返還方式の変更（定額返還方式⇒所得連動返還方式）

2017年4月以降に第一種奨学金の奨学生として採用された方は、**定額返還方式から所得連動返還方式へ変更することができます。**

### 変更に必要な書類

- ① 「第一種奨学金返還方式変更届（返還者用）」または「第一種奨学金返還方式変更届 兼保証の変更依頼書」
- ② 「マイナンバー提出書」
- ③ 番号確認書類（「個人番号カード」等のコピー）
- ④ 身元確認書類（運転免許証、学生証等のコピー）



所得連動返還方式を選択すると、**保証制度が機関保証制度に限定されます。**

人的保証を選択している方は、**機関保証制度**に変更してください。

なお、変更の際に保証料を一括で支払う必要があります。

## （４）第二種奨学金（有利子）の返還方法



### 返還方式

貸与総額に応じて毎月の返還金額が決まる「**定額返還方式**」のみとなります。

### 利子

在学中は無利子ですが、**貸与終了の翌月1日から利子が発生**します。

### 利率

利率の算定方式は、奨学金の申込時に「**利率固定方式**」または「**利率見直し方式**」のいずれかを選択しています。

- **利率固定方式**・・・貸与終了時点で決定した利率が返還完了まで適用されます。
- **利率見直し方式**・・・貸与終了時点で決定した利率を、返還期間中おおむね5年ごとに見直します。



- ・ いずれの方式も利率は**年3%が上限**です。
- ・ 私立大学の医学・歯学・薬学または獣医学を履修する課程に在学する方または法科大学院に在学する方が基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた場合の利率、及び入学時特別増額貸与奨学金を受けた方の利率は、基本月額に係る利率と増額貸与利率を加重平均して決定します。増額貸与利率は、原則、基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率です。

## 返還中の各種届出について

### (1) 住所・電話番号等の変更

本人、連帯保証人、保証人（人的保証）、本人以外の連絡先（機関保証）の住所・姓（名字）・勤務先・電話番号等に**変更があった場合は、スカラネット・パーソナル**で届け出てください。

### (2) 連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先の変更

「連帯保証人変更届」「保証人変更届」「本人以外の連絡先（機関保証）変更届」を機構ホームページから印刷して、**郵送で届け出てください。**



貸与中（在学中で奨学金の振込が終了していない）の場合は、在学している学校に申し出てください。

- 連帯保証人を変更する場合・・・新たに連帯保証人となる方が自署・押印し、印鑑登録証明書および収入に関する証明書類を添付してください。
- 保証人を変更する場合・・・新たに保証人となる方が自署・押印し、印鑑登録証明書を添付してください。

### (3) 振替用口座（リレー口座）の変更

- 振替用口座を変更する場合は、改めて加入手続きをしてください。
- 手続きは、**郵送で行う方法と金融機関の窓口で行う方法**があります。
- 申込用紙は機構のホームページから請求または印刷してください。



新口座への変更の時期は「振替開始のお知らせ」で通知します。新口座からの振替が開始するまでは、旧口座から振り替えますので、解約しないでください。

届出がない場合、機構からの通知等が届かなかったり、振替ができなかったり、延滞等の原因になるため、登録内容に変更が生じたら、必ず届け出てください。



## 返還が困難になった場合（救済制度）

### （１）在学猶予

- 在学している期間中、**返還期限を猶予（先送り）**することができる制度です。
- **適用期間は2020年4月以降、最長10年**です。



「在学猶予願」を提出した後に早期卒業・退学等で在学期間が短くなった場合、必ず在学中に**スカラネット・パーソナル**を通じて「**在学猶予期間短縮願**」を提出してください。

#### 【届出の方法】

在学している学校、または、進学する予定の学校に**スカラネット・パーソナル**を通じて「在学猶予願」を提出してください。



「在学猶予願」の提出には、在籍している学校の「学校番号」の入力が必要です。学校の担当窓口にお問合せください。

返還が難しくなったら、  
どうすればよいの？



### （２）減額返還・返還期限猶予

奨学生本人が、経済困難、失業、傷病、災害等の事情により返還が困難になった場合、**減額返還**や**返還期限猶予**を願い出ることができます。

#### 減額返還

- 当初約束した**割賦金額を2分の1または3分の1に減額**し、適用期間に応じた分の**返還期間を延ばして返還**する制度です。
- 1回の申請につき最長12か月まで願い出でき、適用期間は通算して**15年（180か月）**です。



- ・ 第一種奨学金「所得連動返還方式」を選択している場合、当該奨学金については減額返還の申請はできません。
- ・ 減額返還適用期間中に2回続けて振替不能となった場合は、延滞発生時に遡って減額返還の適用が取り消しになり、減額返還適用前の当初割賦金により延滞額として算出した延滞金が賦課されます。

#### 返還期限猶予

- 願い出にて**一定期間返還を先送り**することができる制度です。
- 適用期間は通算して**10年（120か月）**です。

## (参考) 奨学金の返還支援制度

### (1) 地方公共団体による奨学金返還支援制度



地方公共団体と地元産業界が協力し、地元企業に就職した者に対して奨学金の返還を支援する仕組みが設けられています。

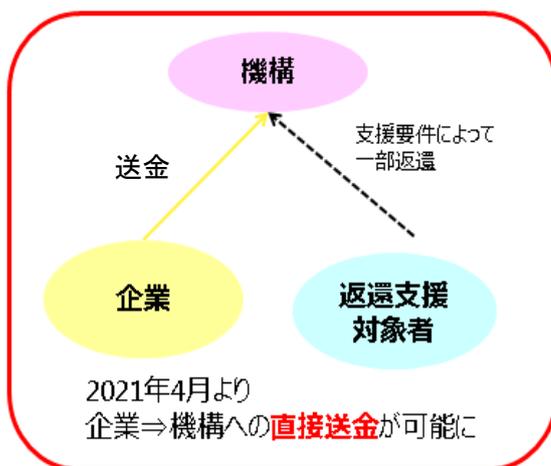
(参考)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/chihoshien/sosei/seido/index.html>



奨学金返還支援制度の対象となる要件や手続き等については、各地方公共団体に直接ご確認ください。

### (2) 企業の奨学金返還支援（代理返還）制度



各企業の担い手となる奨学金返還者を応援するための取組として、社員に対し、返還額の一部又は全額を支援する制度があります。

(参考)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/kigyoh.html>



奨学金返還支援制度の対象となる要件や手続き等については、各企業に直接ご確認ください。

## 返還が滞った場合

### ● 延滞金の賦課

約束の期日を過ぎると延滞となった返還月額に対し、**年3%**の割合で、返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課されます。



### ● 個人情報情報機関への登録

返還開始から6か月経過後に**延滞3か月以上**になった場合、個人情報情報機関に個人情報が登録されます。



#### 登録される内容

- ・ **個人情報** (氏名・住所・生年月日・電話番号・勤務先等)
- ・ **契約情報** (貸与額・最終返還期日等)

※その他に「延滞」・「強制回収手続」・「完了」等の情報も登録されます。



### ● 督促

#### 人的保証の場合

#### ①本人に対して

- ・ 請求 (振替不能通知送付)
- ・ 債権回収会社からの電話督促

#### ② 連帯保証人・保証人に対して

- ・ 督促状送付
- ・ 債権回収会社からの電話督促・督促



督促後も返還等ない場合

#### ③ 本人・連帯保証人・保証人に対して

- ・ 債権回収会社が督促, 回収



それでも返還等ない場合

#### ④ 機構からの一括返還請求

#### ⑤ 法的処理

(裁判所に支払督促の申立等を行う)

#### 機関保証の場合

#### ①本人に対して

- ・ 請求 (振替不能通知送付)
- ・ 債権回収会社からの電話督促

#### ②本人に対して

- ・ 一括返還請求
- ・ 返還未済額の全額請求



#### ③機構から保証機関に対して

- ・ 代位弁済請求



#### ④保証機関から本人に対して

- ・ 代位弁済額一括請求・督促

## 返還の免除について

### (1) 死亡、精神もしくは身体の障害による免除

奨学生本人が死亡、精神もしくは身体の障害により労働能力を失った時は、願出により奨学金の返還未済額の全額または一部の返還が免除される場合があります。

### (2) 大学院第一種奨学金の特に優れた業績による免除

貸与期間終了時に学校へ願い出て、学校から日本学生支援機構へ推薦された場合、奨学金の全部、または一部の返還が免除されることがあります。

## その他

### (1) 繰上返還

- 貸与終了後、**全額または一部を繰り上げて返還**することができます。
- 一部繰り上げて返還した場合は、繰り上げた分の返還期間が短縮されます。
- 口座振替加入手続き後、**スカラネット・パーソナル**を通じて申し込んでください。
- **スカラネット・パーソナル**の画面上で、振替金額・振替日・振替口座を確認してください。

ボーナスが入ったから、  
繰上返還したいなあ・・・



### (2) 卒業後のアンケートの実施について

今後の奨学金事業運営の参考にするため、奨学金の利用が学業・生活・進路等に与えた影響についてアンケートを実施することがあります。

ご協力のほどよろしく申し上げます。



## スカラネット・パーソナル

- 奨学金を貸与中の方や返還中の方が、自分自身の**奨学金に関する情報をインターネットで確認できる情報システム**です。
- 貸与総額や毎月の返還金額、返還残額を確認できる他に、各種届出・申込ができます。
- また、返還中の方については、以下の手続もできます。

- ① 転居・改姓・勤務先（変更）届の提出
- ② 「在学猶予願」・「在学猶予期間短縮願」の提出
- ③ 繰上返還の申込
- ④ 各種証明書の発行依頼
- ⑤ 最低返還月額申請（所得連動返還方式選択者のみ）
- ⑥ 「奨学金減額返還願」や「奨学金返還期限猶予願」の願出用紙の作成・印刷

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>



## 日本学生支援機構（JASSO）のホームページ

「奨学金」関係のページにおいて、様々な情報を提供しています。奨学金に関するお問い合わせには、まずホームページをご覧ください。

<https://www.jasso.go.jp/>



## 奨学金相談に関するQ&Aサイト

奨学金に関するよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できるQ&Aサイトです。

<https://www.shogakukinsupport.jp>



## 各種願出様式

返還に関する諸用紙	提出先
転居・改氏名・勤務先（変更）届 繰上返還申込書	独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業支援部 基盤業務課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 < F A X > 03-6743-6683 ※ <b>スカラネット・パーソナル</b> にて手続き可。
連帯保証人変更届，保証人変更届 本人以外の連絡先（機関保証）変更届 在学期間短縮届 <学校を通じて提出できない場合>	独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業支援部 基盤業務課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 < F A X > 不可
奨学金返還期間変更願	独立行政法人日本学生支援機構 返還部 返還促進課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 < F A X > 不可
在学届，在学届（在学期間短縮） <学校を通じて提出する場合>	在学している学校に提出して，学校の指示に従ってください。 ※ <b>スカラネット・パーソナル</b> にて手続き可。
奨学金減額返還願 奨学金返還期限猶予願 奨学金減額返還短縮願 奨学金返還期限猶予短縮願	〒119-0385 独立行政法人日本学生支援機構 猶予減額受付窓口 （上記提出先は2024年3月31日まで。2024年4月1日以降の提出先は 本機構ホームページ（下記参照）で確認してください。） < F A X > 不可
返還に関するその他の書類	独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業支援部 相談課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 < F A X > 03-4330-0633
免除に関する諸用紙	提出先・請求先
・死亡または精神もしくは身体の障害 による返還免除について ・特別免除制度による免除について	独立行政法人日本学生支援機構 返還部 返還総務課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 < F A X > 03-6743-6676
口座加入・変更に関する用紙	提出先・請求先
口座振替（リレー口座）加入申込書	【窓口用：提出先】 各金融機関 【郵送用：提出先】 口座振替担当窓口（詳細はホームページ参照） 【請求先】 本機構ホームページ（下記参照）から請求してください。 <a href="https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/kozahenko.html">https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/kozahenko.html</a> ※ホームページ以外からの請求先 <郵送> 独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業支援部 相談課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7 < F A X > 03-4330-0633

様式は本機構 HP に掲載していますので，願出の際には最新の様式を確認のうえ利用してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/index.html>

卒業後の各種変更等の届出・願出

検索

○「奨学金減額返還願」「奨学金減額返還短縮願」の様式

減額返還に係る願出用紙

検索

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan\\_konnan/gengaku/tetsuzuki/shoshiki/yoshi.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/gengaku/tetsuzuki/shoshiki/yoshi.html)

○「奨学金返還期限猶予願」「奨学金返還期限猶予短縮願」の様式

返還期限猶予に係る願出用紙

検索

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan\\_konnan/yuyo/ippan/shoshiki/yoshi.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/ippan/shoshiki/yoshi.html)